

令和 8 年 9 月市議会建設水道委員会資料

第 8 9 号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例の改正理由	2
2 条例の改正内容	2
3 施行期日	2
4 長崎市手数料条例 新旧対照表（抜粋）	3～5

建 築 部
令和 8 年 9 月

1 条例の改正理由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要がある。

2 条例の改正内容

マンション管理適正化法の一部が改正されたことに伴い、長崎市手数料条例における手数料の対象事務の根拠法令として引用する同法令の条項を次のとおり改正するもの。

別表第3（第2条関係）

30 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係

手数料の種類	手数料の対象事務の根拠法令	
	改正後	改正前
(1) マンション管理計画認定申請手数料又は認定更新申請手数料	マンション管理適正化法第5条の16各号	マンション管理適正化法第5条の14各号
	マンション管理適正化法第5条の15第1項又は第5条の18第1項	マンション管理適正化法第5条の13第1項又は第5条の16第1項
(2) マンション管理計画変更認定申請手数料	マンション管理適正化法第5条の19第1項	マンション管理適正化法第5条の17第1項
備考 2	マンション管理適正化法第5条の16	マンション管理適正化法第5条の14

3 施行期日

令和9年4月1日

4 長崎市手数料条例別表第1 新旧対照表（抜粋）

改正後				改正前			
○長崎市手数料条例 令和7年10月15日 条例第29号 第1条～第7条〔略〕 別表第1（第2条関係）〔略〕 別表第2（第2条関係）〔略〕 別表第3（第2条関係） 30 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この項において「マンション管理適正化法」という。)関係				○長崎市手数料条例 令和7年10月15日 条例第29号 第1条～第7条〔略〕 別表第1（第2条関係）〔略〕 別表第2（第2条関係）〔略〕 別表第3（第2条関係） 30 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この項において「マンション管理適正化法」という。)関係			
区分	単位	金額	根拠法令	区分	単位	金額	根拠法令
(1) マンション管理計画 認定申請手数料又は認定更新申請手数料 ア マンション管理適正化法第5条の16各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が別に定めるものを添付する場合 （ア） 長期修繕計画の数が1であるとき （イ） 長期修繕計	1件	3,630円	マンション管理適正化法第5条の15第1項又は第5条の18第1項	(1) マンション管理計画 認定申請手数料又は認定更新申請手数料 ア マンション管理適正化法第5条の14各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が別に定めるものを添付する場合 （ア） 長期修繕計画の数が1であるとき （イ） 長期修繕計	1件	3,630円	マンション管理適正化法第5条の13第1項又は第5条の16第1項

画の数が2以上であるとき		修繕計画の数に1,620円を乗じて得た金額を加算した金額		画の数が2以上であるとき		修繕計画の数に1,620円を乗じて得た金額を加算した金額	
イ ア以外の場合				イ ア以外の場合			
(ア) 長期修繕計画の数が1であるとき	1件	25,480円		(ア) 長期修繕計画の数が1であるとき	1件	25,480円	
(イ) 長期修繕計画の数が2以上であるとき	1件	25,480円に1を超える長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額		(イ) 長期修繕計画の数が2以上であるとき	1件	25,480円に1を超える長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額	
(2) マンション管理計画 変更認定申請手数料			マンション管理 適正化法第5条	(2) マンション管理計画 変更認定申請手数料			マンション管理 適正化法第5条
ア 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合	1件	12,750円（長期修繕計画を追加する場合にあっては、12,750円に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額）	の19第1項	ア 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合	1件	12,750円（長期修繕計画を追加する場合にあっては、12,750円に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額）	の17第1項
イ 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場合	1件	12,750円に1を超える長期修繕計画の数に7,390円を乗じて得た金額を加		イ 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場合	1件	12,750円に1を超える長期修繕計画の数に7,390円を乗じて得た金額を加	

		算した金額（長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額）				算した金額（長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額）	
備考				備考			
1 「長期修繕計画」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。				1 「長期修繕計画」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。			
2 「認定管理計画」とは、マンション管理適正化法第5条の16の認定を受けた管理計画をいう。				2 「認定管理計画」とは、マンション管理適正化法第5条の14の認定を受けた管理計画をいう。			